

概要版

和歌山市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

こどもまんなか社会に向けて

みんなで子育て
こどもが健やかにきらきらと育つまち
和歌山市



令和7年3月

和歌山市

1 和歌山市こども計画とは

計画の趣旨

和歌山市こども計画（以下、「本計画」という。）は、こども基本法に基づき、子ども・子育て支援法による支援事業計画、次世代育成支援対策推進法による行動計画、子ども・若者育成支援推進法による支援計画等を包含し、こども施策を一体的に推進するために策定するものです。

和歌山市（以下、「本市」という。）では、低年齢児の保育ニーズの増加や核家族化による育児負担の増大、子育ての経済的負担など、子育てに不安や負担を抱える保護者が増加しているほか、共働き世帯の増加や多様な働き方の進展に伴う保育の質・量の確保、支援を必要とするこどもや世帯の増加といった課題が顕在化しています。

このような状況下において、こどもの健やかな成長を支えるため、子どもの権利条約で定められたこどもの権利を実現することは、行政をはじめ、家庭、学校、地域社会など、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

本計画では、これらの課題に効果的に対応し、誰もが安心してこどもを生み育てることができ、全てのこどもが健やかに成長できる環境が整った社会の実現を目指します。

計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間と定められており、期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。

2 小学生・若者（大学生）・子育て当事者への意見聴取の実施

計画策定にあたり、こども基本法の理念である「こどもの意見の尊重」と「最善の利益の優先的考慮」に基づき、小学生・若者（大学生）・子育て当事者へのヒアリングを実施しました。

小学生

こどもたちが「家」や「自分の部屋」を安心できる居場所としながらも、自由に遊べる場所や相談できる場所を求めていることがわかりました。

また、大人に対して意見を言う際は、否定や反論をせず最後まで話を聞いてほしいという思いを持っていることが明らかになりました。



若者（大学生）

少子化を社会問題として認識しつつも、結婚や出産を個人の選択として捉える意見が聞かれ、経済的支援の充実や仕事と子育ての両立支援の必要性が指摘されました。



子育て当事者

子育て支援制度の利便性向上、気軽に相談できる場所の確保、一時預かりの充実など、具体的なニーズが挙げられていました。

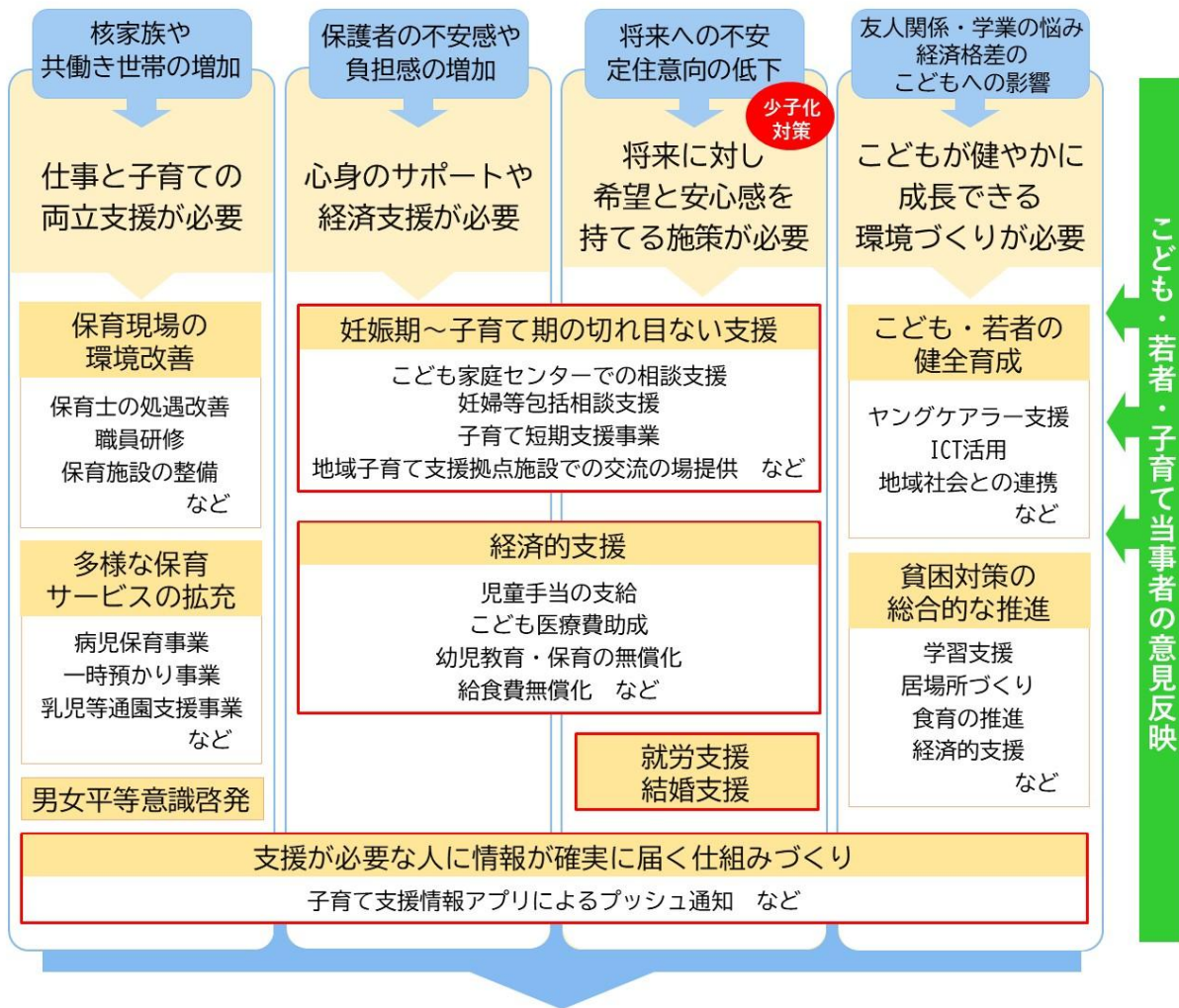
こうした意見を踏まえ、本計画ではこどもの視点に立った施策の展開と、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。

3 計画の基本理念

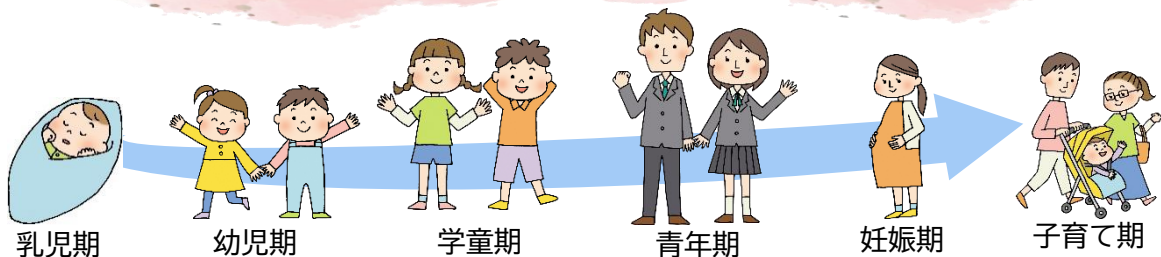
みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市

本市では、これまでこどもの成長を支える基盤づくりに取り組んできましたが、共働き家庭の増加など社会の変化に伴い新たな課題も生まれています。

本計画においては、基本理念である「みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市」を踏襲しながら、こどもの成長段階に応じた支援の充実と、支援情報を確実に届ける仕組みづくりを通じて、全てのこどもが健やかに育ち、安心して子育てができる住みよいまちを目指します。



みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市



4 計画の基本的な方向と施策展開

基本目標と施策

① こどもの健やかな成長を支える母子保健事業の拡充

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化し、保護者のメンタルヘルスケアを含む包括的な母子保健事業を提供します。また、こどもの健康と発達支援を充実させ、早期発見・早期対応の体制を整備します。

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- (2) 母子の健康支援と疾病予防
- (3) こどもの健康と発達支援
- (4) 食育の推進
- (5) 周産期・小児医療体制の充実

② 安心して子育てができる環境整備の充実

多様化する家族形態やライフスタイルに対応した子育て支援サービスの拡充と、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進し、誰もが安心して子育てできる社会の実現を目指します。

子育てに関する相談支援体制を充実させるとともに、子育て中の家庭が必要とする様々な情報を確実に得られるよう、スマートフォンアプリやSNS等も活用しながら、効果的な情報発信に取り組みます。

- (1) 子育ての負担感を軽減する支援
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 仕事と子育ての両立の推進
- (4) 子育て関連の情報提供と不安感をやわらげる相談支援

③ 質の高い就学前教育・保育事業の提供

保育士の確保に向け、保育士の負担軽減に向けた施策を引き続き検討し、就学前教育・保育の質的向上を図ります。また、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善の実施により、こどもが利用する施設環境を整えます。

- (1) 幼児教育・保育の質の向上
- (2) 保育施設の整備と待機児童解消
- (3) 多様な保育サービスの提供

4 様々な家庭への包括的支援の強化

経済的支援、就労支援、生活支援等を包括的に提供し、特にひとり親家庭や配慮が必要な家庭への支援を引き続き実施します。また、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた支援制度の拡充と周知徹底に努めます。

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障害のある子どもと家庭への支援
- (3) 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実
- (4) 児童虐待防止対策の推進

5 子ども・若者の健全育成と自立支援の推進

いじめや不登校、児童虐待、ひきこもり等の児童の生活にまつわる諸課題に対し、カウンセリング等適切な対応を行い、学校や関係機関と連携しながら支援体制を構築し、子ども・若者の健全な育成を支援します。また、職場体験活動等のキャリア教育を通じて、自立心と社会貢献意識を育むとともに、ICTの活用や多様な体験学習の機会を通じて、変化する社会に適応し、次世代を担う人材の育成を目指します。

- (1) こどもの権利擁護と人権教育の推進
- (2) 家庭教育支援の充実
- (3) 学校教育の充実と教育環境の整備
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 困難を有する子ども・若者への支援
- (6) 若者の就労支援とキャリア教育
- (7) 健康教育と生命の安全教育の推進

6 こどもの貧困対策と教育機会確保の徹底

こどもの貧困対策として、学習支援をはじめ、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援、居場所づくりを推進します。高等学校等への進学支援を含め、教育を受ける機会の格差解消に取り組みます。また、貧困の連鎖を断ち切るため、支援が必要な家庭を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みを構築します。

- (1) 教育支援の充実
- (2) 生活支援の強化
- (3) 保護者に対する就労支援
- (4) 経済的支援の拡充

7 多方面からの少子化対策の実施

長期的な少子化に対処するためにも、若者が将来に対する希望と安心感を持てるよう、若者に向けた就職支援や個人の自由意志を尊重した結婚支援、経済的支援を行います。また、共働き世帯の増加に伴うニーズを汲み取り、性別問わず仕事と子育ての両立が実現できるよう、地域社会全体で、子育てしやすい環境を整えます。

- (1) 出産支援及び子育て世帯への支援の充実
- (2) 結婚・新生活支援

5 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育：量の見込みに対する確保方策

(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	2,680	3,972	308	946	1,099	2,619	3,857	302	969	1,041	2,524	3,707	297	949	1,065	
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,198	4,775	580	1,047	1,318	2,207	4,775	580	1,047	1,318	2,176	4,821	589	1,059	1,324
	確認を受けない幼稚園	2,240					2,240				2,240					
	企業主導型保育施設	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130
②-①	1,758	878	377	223	349	1,828	993	383	200	407	1,892	1,189	397	232	389	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	2,483	3,642	292	935	1,045	2,441	3,581	287	920	1,029	
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,176	4,821	589	1,059	1,324	2,176	4,821	589	1,059	1,324
	確認を受けない幼稚園	2,240					2,240				
	企業主導型保育施設	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130
②-①	1,933	1,254	402	246	409	1,975	1,315	407	261	425	



教育・保育の提供体制の確保内容

- 1号認定（幼稚園等）は少子化により利用者が減少傾向にあり、現在の定員で今後の需要に対応可能です。
- 2号認定（保育所・認定こども園 [3歳以上]）は、女性の就業率上昇によりニーズは高いものの、人口減少の影響で緩やかな減少が見込まれます。
- 3号認定（保育所・認定こども園 [3歳未満]）については、働き方の多様化や共働き世帯の増加により需要が高まっています。
- 地域ごとの需要の変化に注意を払いながら、「和歌山市立保育所整備計画」に基づく施設整備や、保育士の処遇改善等を通じて、安全で安定的な教育・保育サービスの提供に取り組みます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名		量の見込み					
		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
時間外保育事業		人	2,097	2,050	2,006	1,972	1,941
放課後 児童健全 育成事業	1年生	人	1,062	1,027	1,005	964	939
	2年生	人	971	989	956	936	898
	3年生	人	804	800	815	788	771
	4年生	人	466	427	430	408	395
	5年生	人	194	199	183	184	175
	6年生	人	78	78	80	73	74
子育て短期支援事業		人日	311	304	297	292	288
地域子育て支援拠点事業		人回	100,505	101,672	102,643	101,666	100,400
一時預か り事業	幼稚園	人日	62,371	60,556	58,233	57,208	56,326
	幼稚園以外	人日	40,794	39,617	38,119	37,448	36,871
病児・ 病後児 保育事業	病児保育	人日	1,209	1,336	1,313	1,296	1,281
	病後児保育	人日	4	4	4	4	4
	ファミサポ	人日	32	31	31	30	30
ファミサ ポ事業	低学年	人日	526	513	495	479	465
	高学年	人日	383	375	368	352	343
利用者支 援事業	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	か所	5	5	5	5	5
妊婦等 包括相談 支援事業	妊娠届出時	回	2,090	2,054	2,022	1,991	1,959
	妊娠期	回	55	54	53	52	51
	産後	回	4,235	4,162	4,096	4,032	3,970
乳児家庭全戸訪問事業		人	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
養育支援訪問事業		人	1,634	1,597	1,563	1,536	1,512
妊婦健康 診査事業	人数	人	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
	延べ回数	人回	26,809	26,348	25,936	25,536	25,136
子育て世帯訪問支援事業		人日	123	121	118	116	114
児童育成支援拠点事業		人	—	—	835	835	835
親子関係形成支援事業		人	41	40	39	39	38
乳児等通園 支援制度	0歳	人	22	22	21	21	20
	1歳	人	32	33	33	32	32
	2歳	人	17	16	17	16	16
産後ケア事業		人	91	90	88	87	86

7 計画の推進について

こども・若者の意見の尊重

本計画の推進にあたって、特に重視するのがこども・若者の意見を聴き、反映させる取組です。こども基本法の理念に基づき、こども・若者が安心して意見を言える環境を整え、その意見を施策に活かすとともに、意見を出すことの意義を実感できるようフィードバックを行います。



協働による推進

計画の実効性を高めるため、家庭や地域、関係団体、企業等との協働を進め、「和歌山市子ども・子育て会議」を通じて進捗状況や事業の評価を行います。



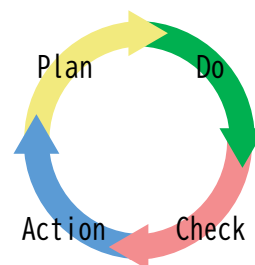
庁内の推進体制

庁内では子育て支援課が中心となり、関係各課が連携して施策を推進します。その実施状況は市ホームページ等で市民に周知します。



進行管理

本計画を推進するにあたり、PDCAサイクルによる進行管理を行い、こども・若者の声を大切にしながら、市民や関係者とともに計画を着実に推進していきます。



和歌山市こども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL：073-435-1329 mail：kosodate@city.wakayama.lg.jp